

市第 6 号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

個人番号及び特定個人情報を利用する事務に、本市の「ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務」及び「小児の医療費助成に関する事務」を追加します。

2 個人番号等を利用する理由

当該二つの事務は、資格の認定に所得制限を設けているため、所得を把握する必要があります。現在、市外から転入してきた申請者に対しては、前住所地の市町村から交付される「所得証明書」の添付を求めています。個人番号及び特定個人情報の利用により、29 年 7 月稼働予定の情報提供ネットワークシステムを通じて、前住所地の市町村からの所得情報の提供が可能になります。

そのため、今後は、「所得証明書」の添付を省略することができるなど、市民の負担軽減や申請手続きの簡素化が見込まれるためです。

3 改正の概要

(1) 別表 1（第 4 条第 1 項）【個人番号を利用できる事務】

	機関	事務（概要）
改正前	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務
		↓
改正後	1 市長	ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例に関する事務
	2 市長	小児の医療費助成に関する条例に関する事務
	3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務

(2) 別表 2（第 4 条第 1 項及び第 2 項）

【国の特定個人情報保護委員会への届出や特定個人情報保護評価、市民意見公募、第三者点検を行うことにより、情報提供ネットワークシステムを通じて、利用することができる「特定個人情報」】

	機関	事務（概要）	特定個人情報（概要）
改正前	1 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務	医療保険給付関係情報など
	2 市長	神奈川県番号条例別表第 1 の 1 に掲げる事務	地方税関係情報など
	3 市長	番号法別表第 1 の 8 4 に規定する主務省令で定める事務（地域生活支援事業に関する事務に限る。）	地方税関係情報など
		↓	
改正後	1 市長	ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例に関する事務	医療保険給付関係情報、地方税関係情報など
	2 市長	小児の医療費助成に関する条例に関する事務	医療保険給付関係情報、地方税関係情報など
	3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務	医療保険給付関係情報など
	4 市長	神奈川県番号条例別表第 1 の 1 に掲げる事務	地方税関係情報など
	5 市長	番号法別表第 1 の 8 4 に規定する主務省令で定める事務（地域生活支援事業に関する事務に限る。）	地方税関係情報など

4 条例の施行予定日

平成 29 年 1 月 1 日

【参考】

1 今回追加する二つの事務の概要

健康保険に加入している「ひとり親家庭等の家族と児童」及び「子ども」が病気やケガで医療機関にかかったときの、保険診療の医療費の自己負担額（医療機関の窓口で支払う金額）を助成します。

(1) ひとり親家庭等医療費助成事業

①助成対象

ひとり親家庭の父又は母及び養育者と扶養されている児童（18歳になった日以後最初の3月31日まで）の通院・入院に係る医療費を助成します。

②受給者数 4万3,497人（H28 予算） うち、転入者等は199人（H27 実績）

③事業費 17億2,640万円（H28 予算）

(2) 小児医療費助成事業

①助成対象

小学3年生までは通院・入院に係る医療費、小学4年生から中学3年生までは入院に係る医療費を助成します（1歳以上には保護者の所得制限があります）。

②受給者数 24万708人（H28 予算） うち、転入者等は6,370人（H27 実績）

③事業費 91億4,102万円（H28 予算）

2 マイナンバー制度に関する主な用語の説明

用語	説明	備考
個人番号 （マイナンバー）	マイナンバーと呼ばれる国民一人ひとりが持つ12桁の番号	27年10月中旬以降に、全国民に個人番号を記載した通知カードを送付
特定個人情報	マイナンバーをその内容に含む個人情報	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報など
法定利用事務	番号法で個人番号（マイナンバー）の利用が定められた事務	国民健康保険 後期高齢者医療制度 介護保険など
独自利用事務	法定利用事務以外の社会保障・地方税・災害対策その他これらに類する事務について、地方公共団体が独自に条例で定めることにより、マイナンバーを利用することが可能な事務	ひとり親家庭等医療費助成 小児医療費助成 などの地方公共団体の独自事務
情報提供ネットワークシステム	特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報ネットワークシステムであり、総務大臣が設置し、管理するもの	29年7月稼働予定 他市町村との連携を開始 他機関、他団体との連携は、順次実施予定
個人番号カード （マイナンバーカード）	個人番号や顔写真が記載されたカードで、申請により交付するもの	本人確認の措置において利用する